

# 平成 25 年度「駅西 旬の朝市」実施要領

## 1 趣 旨

県内農林水産物の生産振興、販売促進及び地産地消を推進するため、県都山形市の山形駅西口広場において、県産農林水産物等の販売を行う朝市を開催する。

## 2 朝市の名称及び開催主体

[名称] 駅西 旬の朝市

[主催] 山形県商工観光部観光経済交流局（観光交流課）

[実施主体] 山形県グリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）

## 3 企画運営者

「駅西 旬の朝市」運営会会員及び山形県グリーン・ツーリズム推進協議会

## 4 開催日時：場所（予定）

[日時] 毎月第 2・4 土曜日 8:30～正午

|           |          |          |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 5 月 11 日  | 5 月 25 日 | 6 月 8 日  | 7 月 13 日 | 7 月 27 日 |
| 8 月 10 日  | 8 月 24 日 | 9 月 14 日 | 9 月 28 日 | 11 月 9 日 |
| 11 月 23 日 |          |          |          |          |

※6 月 22 日、10 月 12 日、10 月 26 日は下記、県関連イベントへの積極的なご参加をお願いいたします。（6/22 日本一「さくらんぼ」祭り、10/12 山形県農林水産祭、10/26 仙山交流味祭 in やまがた）

[場所] JR 山形駅西口広場（イベントゾーン：広場北側）  
（所在地）山形市双葉町一丁目 500 番 1 及び 2

## 5 出店対象者

企画運営者で、かつ、下記のいずれかに該当する者

① 県内の農業者、林業者、漁業者及び団体

② 県内産の農林水産物及びその加工品の販売者

③ 郷土料理提供者及び地域の食文化に貢献したい方

その他 運営会が特に認める下記に例示する事業者等

（活動協力として）

・福祉事業の一環としての出店

・被災地の復興・復旧のための出店

(集客の一環として)

- ・ イベントパフォーマー
- ・ 観光・市民活動のPRに資する者 など

## 6 出店対象品

原則として次のものとする。

- ① 県内産の農林水産物
- ② 県内産の農林水産物を使用した加工食品

## 7 会費

原則、年間10,000円(1区画利用/消費税込)とする。

## 8 店舗面積

[店舗面積] 1区画 9㎡程度(3m×3m程度)

(バックヤードとして同程度の面積を使用可能)

## 9 出店方法

出店の手続きについては、次のように取扱うものとする。

- (1) 出店希望会員(以下「申請者」という。)は、出店希望日直前の日曜日までに協議会事務局宛に「出店申込書」(様式1)及び食品衛生法上の許可を得て事業を行う場合は許可証の写しを提出する。(FAX、電子メールによる申請可)

なお、会場内の出店位置は当日会場先着順とする。

- (2) 協議会事務局は、申込み状況を確認及び調整し、開催日直前の月曜日(祝日の場合は火曜日)中に申請者に出店の可否をFAXあるいは電子メールにて通知する。(FAX及び電子メールが使用できない場合にのみ、電話にて行う。)
- (3) 出店の申請をした者で、止むを得ない事情により出店を取止める場合は、上記(1)と同様の期日までに協議会事務局まで連絡すること。

## 10 地産地消推進事業等への協力

出店者は、県、市町村、協議会が実施する地産地消、地域振興等の事業に、積極的に協力しなければならない。

## 11 その他

- (1) 出店に係る設備一式については、出店者が調達、配備を行うものとする。

(食品衛生法上の許可等についても同じ)

商品から生じるゴミ等は、出店者の責任で処分する。

- (2) その他出店に際しての留意事項は別途定める。